

香川県L P ガス国民保護措置及び災害対策要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という)により香川県から指定を受けた指定公共機関としての国民保護措置、地震災害及び風水害等による甚大な災害の発生時又は警戒宣言が発令された場合に、情報収集・伝達、応急復旧に資することにより、L P ガスの保安の確保と安定供給に万全を期し、もって公共の信頼に応えることを目的とする。

第2章 組 織

(対策本部の設置)

第2条 本要綱の目的達成のため又は香川県から要請があったときは、(一社)香川県L P ガス協会長(以下「協会長」という)が(一社)香川県L P ガス協会(以下「協会」という)に香川県L P ガス災害対策本部(以下「対策本部」という)を設置する。

2. 会長が事故または欠員のときは副会長が設置する。
3. 対策本部等を設置したときは、香川県に報告する。

(本部長等)

第3条 対策本部は円滑な対応とその処理を図るため、協会役員等をもって構成する。

2. 本部長は協会長があたり業務を統括する。
3. 副本部長は副会長があたり、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。
4. 本部事務局は協会事務局があたり、本部長の命を受けその職務を遂行する。

(地域本部の設置)

第4条 本部長は現地で災害対策を円滑に実施するため、局地的に甚大な被害を受けた地域に地域災害対策本部(以下「地域本部」という)を必要に応じ設置することができる。

2. 地域本部長は被災地域代表の協会役員の中から本部長が指名する。
3. 地域本部長は被災地域の当該協会役員等で構成する。
4. 地域本部は支部長事業所とする。

第3章 業 務

(対策本部の業務)

第5条 対策本部の業務は次のとおりとする。

- (1) 県、市、町、消防及び警察機関、地域対策本部、その他協会支部等からの情報収集、並びに分析
- (2) 県へのLPガス設備の被害状況等の報告
- (3) 中央団体等に被害状況の報告、必要に応じ中央団体等に応援要請
- (4) 県並びに関係官庁に円滑な対策業務遂行のための措置依頼
- (5) LPガス設備の応急（点検含む）復旧対策計画の立案
- (6) LPガス及び燃焼器具の調達、並びに調達斡旋要請
- (7) 調達物資の受け入れと輸送手配
- (8) 応援隊の受け入れ、派遣の手配と応援活動への指示
- (9) 報道機関並びに消費者への広報

(地域本部の業務)

第6条 地域本部の業務は次のとおりとする。

- (1) 販売店からの被害状況の収集、現地調査を実施し本部へ報告
- (2) 二次災害防止のための広報活動
- (3) 被害状況に応じた応急措置並びに復旧対策計画の立案及び実施
- (4) LPガス緊急支援物資等の支援要請
- (5) その他必要な事項

第4章 会 議

(対策本部会議)

第7条 本部長は災害復旧対策等重要事項を協議するため、必要に応じ対策本部会議を招集する。

2. 本部長は必要に応じ学識経験者等を参加させることができる。
3. 特に緊急を要する災害復旧対策等が生じた場合には、本部長の権限により災害復旧対策等の実施を指示することができる。

(地域本部会議)

第8条 地域本部長は必要に応じ地域本部会議を招集する。

2. 地域本部長は必要に応じ学識経験を参加させることができる。

第5章 支部の役割

(災害時の支部長の役割)

第9条 被災地域以外の支部長は対策本部長の命により次の業務を遂行する。

- (1) 対策本部からの情報を支部会員への伝達業務
- (2) LPガス設備災害復旧支援要員の派遣調整業務
- (3) LPガス緊急支援物資の調達業務
- (4) その他対策本部長から指示のある業務

第6章 解 散

(対策本部等の解散)

第10条 本部長は予想される災害が終息し、または災害発生後の措置が完了したと認めるときは、香川県と協議の上、対策本部を解散する。

2. 本部長は対策本部等を解散したときは地域本部及び協会各支部に遅延なく通知する。

第7章 雑 則

第11条 前各条に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は本部がその都度定める。

第12条 他の都道府県において大規模な災害等が発生し、これを支援する場合においても本要綱を準用する。

付則 この要綱は、平成9年1月23日から施行する。
平成20年4月 国民の保護のための措置について追加修正

香川県LPガス災害対策本部
機 構 図

